

ウクライナへの食料・農業分野の官民ミッションへの参加者の募集について

1. 目 的

今般農林水産省では、日本企業によるウクライナの食料・農業復興への参画を更に推進するため、「食料・農業分野の官民ミッション」としてウクライナ及びポーランドを日本企業とともに訪問し、ウクライナ政府や関係機関との意見交換等のビジネスマッチングの機会を設けることとし、同行企業を募集することとしました。

この取組を通じ、より多くの日本企業が、ウクライナの食料・農業分野を知り、農業復興への参画を検討する契機となることを期待しています。

2. ミッション概要

- ・ 日 程：令和7年10月27日（月）～10月31日（金）（5日間）
※本ミッションは、ポーランド集合・ポーランド解散となります。
- ・ 用務内容：ウクライナ政府及び関係機関等との意見交換
ウクライナで開催される農業・食品関係展示会の視察
在ウクライナ日本国大使館及び関係機関等との意見交換
ジェットロ・キーウ事務所との意見交換 等
- ・ 募集人数：15名程度
※募集人数は予告なく変更する可能性があります。
※応募多数の場合は、農林水産省にて応募内容等を確認のうえ、参加者を調整させていただきます。
- ・ 申込締切：令和7年9月30日（火）17:00（日本時間）
- ・ 使用言語：日本語及び英語
※通訳は参加しません。
- ・ 経 費：集合場所まで及び解散場所からの渡航費等、集合場所から解散場所までの移動に係る交通費、宿泊費、食費、安全対策（警備員）に係る費用、保険料等、用務参加に要する全ての費用は参加者の負担となります。
- ・ 申込方法：以下の申込フォームに必要事項をご記入ください。

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/y_kokusai/kokkyo/202510_ukraine_mission.html

3. 参加条件

本ミッションの参加者は、以下の条件を全て満たすものとします。

- ① 日本に国内拠点を有している企業・団体等であり、自社及び関連企業・団体等の技術・製品等のウクライナでの販売又は導入等により、ウクライナの農林水産・食品分野の復興に参画していく具体的な事業展開プランを有していること。

- ② 集合から解散まで集団での行動を行うことができ、本ミッションの全ての用務に参加可能であること（自己都合による途中参加・途中離脱は認められません）。
- ③ 現地への渡航、渡航先での移動・宿泊、安全対策（警備員・車両）など、本ミッションの全ての用務への参加に必要な手配・手続きをご自身（或いは所属企業）で対応可能であること。
- ④ 外務省海外安全ホームページの危険情報（ウクライナ：レベル4）に基づき、必要な手続きや安全対策等を講じることができること。また、安全対策措置に関する農林水産省の指示を遵守することができること。
- ⑤ 農林水産省の注意事項、免責事項に同意いただけること。

4. 日程（案）

現時点の日程（案）は以下のとおりです。

日 程	スケジュール（案）	宿 泊
10月27日（月）	午前中：ワルシャワ市内指定場所に集合 関係機関等との意見交換 午 後：キーウへ移動	車中泊 （鉄道）
10月28日（火） ～ 10月30日（木）	在ウクライナ日本国大使館、ウクライナ政府、 関係機関等との意見交換 農業・食品関係展示会の視察 ポーランドへ移動	キーウ 車中泊 （鉄道）
10月31日（金）	ポーランド国内で解散	

※ウクライナ国内滞在中に、各社が現地関係者と個別に打合せを行うことが可能な個別打合せ等時間帯を設ける予定です。その際に、キーウ市内で個別行動を行う場合には、事前に行程や安全対策等の計画を提出いただきます。

5. 注意事項

- ① 申し込みをいただいた段階では参加確定とはなりませんので、ご留意ください。参加確定は、申込締め切り日時後に改めてご連絡します。
- ② 参加確定後、事前説明会（対面又はオンライン）を開催しますのでご参加願います。
- ③ 本ミッションは、ポーランド集合・ポーランド解散となります。集合場所まで及び解散場所からの渡航費等、集合場所から解散場所までの移動に係る交通費、宿泊費、食費、安全対策（警備員）に係る費用、保険料等、用務参加に要する全ての費用は参加者の負担となり、各種手配・支払いも参加者ご自身（或いは所属企業）で行っていただきます。各種手配・支払いに関するトラブル等については、農林水産省は一切責任を負いません。

- ④日程（案）については、詳細が決定次第、別途ご連絡します。直前まで変更の可能性あります。
- ⑤参加者の企業名や現地での活動状況に関する写真は公表させていただく場合があります。
- ⑥ウクライナは、外務省危険情報レベル4の「退避勧告」が発出されていますので、危険情報を遵守願います。

【ウクライナの危険情報（出典：外務省海外安全ホームページ）】

●ウクライナ全土

レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（継続）

（注）ただし、ウクライナの復旧・復興に寄与する企業・団体の取組等として、真にやむを得ない事情でキーウ州キーウ市に渡航する必要があると考える場合には、渡航の必要性及び緊急性、所属企業や団体等の指示に基づく組織としての必要かつ十分な安全対策を準備した上で、渡航の2週間前までに、外務省窓口にご相談してください。その際、当該渡航の必要性やリスク回避のための安全対策に関する情報として、渡航目的（必要性及び緊急性）、渡航日程（必要最小限の渡航期間）、渡航者情報、連絡先・宿泊先、キーウ市までの移動手段、具体的な安全対策（シェルターを備えた安全な宿舎の確保、信頼できる警備会社の手配する安全な車両による移動、警護員の同行は必須）を記載した渡航計画を提出するとともに、治安情勢等の変化による渡航中止や退避の勧告には必ず従ってください。

6. 免責事項

- ①戦乱、天災（地震、洪水、台風など）、政情不安、テロなどの不可抗力や、現地情勢等の急激な悪化など諸般の事情により、ミッションの中止・変更・延期が生じた場合、予約済みの航空券、ホテル等のキャンセル料等の経費やその他の損害について、農林水産省は一切の責任を負いません。
- ②参加者の渡航・滞在に伴うリスク（安全、健康、事故、盗難等）や、現地で発生した事件・事故・疾病等による損害について、農林水産省は一切の責任を負いません。

7. 個人情報の取扱い

申込時に記入された個人情報は、本ミッションの運営に必要な範囲で利用し、第三者への提供は行いません。

8. お問い合わせ先

農林水産省 輸出・国際局 新興地域グループ

担当者：嶋田、榮、齋藤

連絡先：03-3592-0313